

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年9月15日13時00分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（くらし安全防災局長）

ただいまから、第18回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。まず始めに、本部長である黒岩知事からごあいさつをお願いします。

（本部長（知事））

お疲れ様です。前回の本部会議から約1箇月が経過しました。最近の感染状況ですが、昨日は16人と非常に少なかったのですが、先週、100人を超える日が2日もあったという事で、まだまだ感染状況が収まっているとは言えない状況です。

また、病院や保育所、福祉施設等でクラスターが発生しており、神奈川警戒アラートが発動されたままという状況であります。

こうした中、去る11日には、国の分科会で、5,000人を超えるイベント開催の制限緩和について、目安等を示しました。本日の会議では、そうしたことを受けて、大規模イベント開催の制限緩和について、協議したいと思います。

引き続き、緊張感を持って、全庁を挙げて、コロナ対策に取り組んでいくことをお願いしまして、開会に当たってのあいさつとします。

（くらし安全防災局長）

ありがとうございました。それでは、本日用意させていただいている議題ですが、次第にもありますとおり、県内の感染状況について、県の対処方針の改定について、その他となっております。

それでは、次第に従いまして、まず、県内の感染状況につきまして、モニタリング指標に基づく、現在の状況について、ご説明をお願いします。

（阿南医療危機対策統括官）

それでは、青色の資料、『県の新しいモニタリング指標と現在の状況について』という資料をご覧ください。

本県では7つの指標をお示ししていますが、その中の1番目の指標、病床利用率です。左側は棒グラフで、1番上のところが最終的に拡大した場合に確保していただく病床、それを重症と軽症を含めた中等症で示していますが、1番下の赤色のところが実際に入っている患者です。右側の折れ線グラフを見ていただくと、全体に最終的に確保してある病床に対して、今、どれくらい入っているかを比率で示したのですが、赤色の線が重症を示しています。この赤色の線を見ていただくと、最終が17.5で、残念ながら少し増えてきて

いる傾向が後半のところで見えているというところでは、

緑色及び点線で示している病床全体あるいは中等症のところは、8月中旬に大きく膨れ上がった時期がございましたが、それ以後、1つちょっとした山を越えておりますが、それ以降、横ばい状態が続いています。重症の病床の比率が高いということが注視しなければならない点ということでもあります。

おめぐりいただきまして、モニタリング指標の2番目、療養者、つまり入院・自宅療養・宿泊療養の3つを足したのですが、全国との比較のために人口10万人当たりでどれくらいいるのか。危険なラインは15という数字になりますが、本県では数字が示されているように7.3です。これも先ほどの病床利用のところの傾向に似ておりまして、8月中旬に一度大きく膨れ上がっていきまして、少し山を越えたところで、横ばい状態が続いているところでもあります。

指標の3番目。検査人数と陽性率の推移。全国的な指標としては、陽性率10%が1つの危険なラインとして示しておりますが、折れ線グラフで示してあるのが陽性率です。最後のところが5.9です。ここ1、2週間見ていると、6%前後のところでは推移しているというところでは、

次、5ページ目、4番目の指標になりますが、新規感染者の推移。4月7日以降のところでは、1つ目の山、俗に第1波と言われているものの後、一度収束傾向が見られましたが、7月に最後、患者さんが増え、先ほどから患者さんが増え、中旬くらいのところでは大きく、新規患者発生数が多くなった時期がございました。その山を越えた後、この1箇月程度はずっと横ばい状態で推移している。数字的に言いますと、人口10万人当たりでは、5.4という数字です。

5番目の指標、新規感染者の推移。増加率なので、分子に直近1週間の新規発生数、分母に1週間前の新規発生数。これを分子、分母で割り算することで示しています。つまり、1を超えていると、増加傾向。1を下回っていれば、減少傾向ということではございますが、右側の折れ線グラフを見ていただいた方が良いかと思っておりますが、6月中旬以降、少し患者さんが増えたときは高く、増加率が高かったため、上が1より高いところで推移しておりましたが、直近1箇月間見ていただきますと、1前後で推移しています。1前後ということは、増加も減少も見られない横ばい状態ということではございます。これは、1つ上のグラフを見ていただくと、それを反映しておりまして、この1箇月間は横ばい状態、同じような数字が続いておりますので、同じような増加率というのが、見方を変えて同じことを示しているということでは、

次、モニタリング指標の6番目、感染経路の不明率。50%以上だと、市中にまん延して、誰がどこでうつったか分からないというのが感染経路不明ですので、50%だと、1つの危険な目安ということではございますが、傾向としては、7月の中旬以降、少し50%を超えるという傾向が続いておりまして、一時、50%を切る、あるいは折れ線グラフの直近のところでは50%を切っておりますが、全体として見れば、50%前後のところでは上がった

り下がったりを繰り返しているというところです。

この感染経路不明率はクラスターの発生に大きく左右されるということで、本県特有の指標として7番目を入れております。実際のモニタリングの状態としましては、クラスターは発生しています。一度発生すると、短い期間でも1箇月位は経過を見ることとなりますので、割とこの数値というのは累積しやすい数字です。実際に、週別、どこで発生したかという分類に基づいて、ここにお示したような施設あるいは陽性患者が続いているという状態であります。

これらを全体として9ページのところで、本県はステージ2にあるということでお話をさせていただいておりますが、ステージ3に移行する指標という中で見ていただきますと、緑色のところが直近の状態ということでありまして、5、6番目の指標は少し凸凹して、時にオーバーしたり、下になったりということもございますが、大きな全体としての傾向として、ステージ3に移行するようなはっきりとした傾向が見られるということではございません。

10ページは、日々の新規発生数の様子、1つ目、2つ目の山を見て取れるグラフです。

おめぐりいただきまして、11ページ、入院・宿泊療養を全て足して棒グラフに示したものです。

これを少し分解すると、先ほどからお話している入院患者の重症、中等症ということで、12ページです。赤色で示している重症患者。4月以降の第1波と呼ばれるものに比べれば、大きな山というところには至ってはおりませんが、繰り返しになりますが、今、重症患者が増えているという状況でして、ここは要注意。

中等症に関しましては、新規患者さんの発生で、全体と似たような傾向でありまして、8月中旬に大きく膨れ上がった後、そこに少し山を越えた感がありましたが、以降、1箇月間ずっと横ばい状態が続いているという状況であります。

13ページは、年代別の感染者の割合として見ていただければと思いますが、特に右側。4、5月の各年齢層の比率というのは大体同等程度のものが付いておりましたが、6月以降は若年者が多いということでもずっとお話がありましたが、徐々に高齢者の比率が高くなっている。6、7、8と見ていただくと、1番下の赤色の部分が減って、緑、青色の部分が膨らんでいる。年齢の高い人の比率が増えているということでございます。

それは14ページを見ていただくと、より顕著でございますが、これは1週間毎の棒グラフです。右側の割合を見ていただきますと、6月の終わり以降、確かに、当初は赤色の部分、30代以下の若年者が多かったのですが、これはずっと傾向として緑、青の部分が段々と高くなって、壮年期及び高齢者の比率が高くなっている傾向が継続している状況です。

次、15ページ。感染経路別。右側のところを見ていただきますと、ずっと特徴的なものとして家庭内、あるいは接待を伴う飲食店、職場、会食といった傾向をずっと見てきた訳ですが、8月には3つの要素、家庭内感染、会食、職場内感染の3つの比率が高いという

お話をさせていただきましたが、最近の傾向として、家庭内感染はずっと一定数続いております。

一方、会食の比率というのは、あまり目立っていない。あるいは、職場に関しても必ずしも多くはない。何があるかと言うと、その他に括られていて、その中身に関してはこの棒グラフでは見えてきませんが、実は施設内でのクラスターというお話をしましたが、一部分施設、あるいは人数としては決して多くはないですが、ちょこちょこ学校等で発生しているものがその他に分類されますので、その辺りが昨今のちょっとした特徴というところかと思われまます。

最後に 16 ページ。従前からお伝えしているように、予想曲線と実際の患者数ということで、乖離状態が続いていることはずっと継続しておりまして、入院患者さんに関しては、未だ減るという傾向は見られておりません。

急激な伸びという事はないですが、徐々に増えているところが続いているという状況です。以上です。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。只今、県内の感染状況について、モニタリング指標に合わせてご説明をいただきましたが、これに関しまして何かありましたらお願いします。本部長から何かコメント、感想等ございましたらお願いします。

(本部長 (知事))

世の中では、ピークアウトしたというようなことで、何となくそうなのかなと思っておりますが、神奈川県を見たと決してピークアウトしたとは言い切れない状況が続いているという事をしっかり認識しないといけないと思います。

これから色々な政策を打っていきますけど、その中でもこうしたことが前提だということのを頭に置きながらやっていくということをしていただきたいと思います。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。本県においては、引き続き、入院者数が多いという実情をしっかりと構成員で共有させていただきたいと存じます。この資料につきましては以上のとおりとさせていただきます。次に県の対処方針の改定についてということで、冒頭本部長からもございましたとおり、イベントの開催に関してお諮りするものであります。

資料として、まず、対処方針をご説明する前に、国の考え方につきまして、9月11日付けの事務連絡を添えておりますので、こちらの方から説明させていただきます。11月末までの催物、イベントの開催制限についてということで、その見出しの4行目にございます「現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日、この土曜日以降の催物開催については、下記のとおりとする」ということで、文書でずっと書いておりま

す。これについては後程ご覧いただくこととして、しばらくおめくりいただくと、横向きで別紙1というのがございまして、こちらの方にコンパクトに考え方がまとめられておりまして、ここを説明させていただきます。

別紙1、『当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）』の上の枠の中に白丸が7つありますけれど、3つ目の白丸です。

得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に必要な感染防止策が担保される場合には、緩和することとし、当面、11月末まで以下の取扱いとする方針ということでございます。業種別ガイドラインの見直しが前提になるということでございます。

その下に①として、収容率の要件については、感染リスクの少ないイベントについては、大きな声を出さないというイメージだと思いますが、100%以内に緩和するという考え方。その他、大きな声を出すイベントにつきましては、50%以内（※）とする。※につきましては、中央の余白にあります、「異なるグループ間では座席を1席空け、同じグループであれば、座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。」という注釈でございます。

また、元に戻っていただきまして、②ですが、人数の上限につきましては、これまでの5,000人を超えて、収容人数の50%までを可とする考え方です。

その次の白丸ですが、一定の周知準備期間を考慮して、今週土曜日、9月19日よりこの考え方を施行するというところでございます。

その次の白丸ですが、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント、概ね参加者が1,000人を超えるようなイベントの主催者等は各都道府県に事前に相談するというところでございます。そして、各都道府県は感染状況やイベントの具体の中身等に応じまして、個別のイベント開催のあり方を適切に判断するというところで、これまでにおきましても、1,000人以上のイベントにつきましては、県に事前相談ということをお前回もお願いしておりましたけれども、それについては、引き続き同様ということでございます。

これを表で分かりやすくしたのが、下の半分でございます。7月10日以降、人数上限は屋内、屋外とも5,000人を上限とするという現在のものがございましたけれど、当面11月末までは下の枠になりますが、大声での歓声がないものにつきましては、100%以内の収容率。大声が出されることが想定されるものは、50%以内の収容率。更に、人数上限という欄では、1万人を一つのラインとしまして、1万人を超えるような収容人数の場合は半分、1万人以下の場合は5,000人を上限、この両者を比較して、どちらか小さい方を限度とするという整理になっております。

続いて、別紙2は大声での歓声、声援がないことを前提とするイベントとは何か。逆に大声での歓声、声援が想定されるものの例は何かということで、クラシック音楽ですとか、逆にロックコンサート、ポップコンサート、サッカー、野球、大相撲、こうしたものを仕分けしているということでございます。

次のページ別紙3になりますが、収容率と人数上限の緩和を適用する場合の条件についてです。上の枠にございますとおり、以下の措置、この枠外の措置のいずれもがイベントの主催者及び施設管理者の双方において、業種別ガイドラインによって担保されており、かつ感染防止の取組が公表されている場合、こうした場合に新たな目安、今まで申し上げた緩和を適用することとします。それ以外の場合については、従来の目安、つまり5,000人上限というものを目安ということで、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断していただきたいということでございまして、下に括弧で記載しているような様々な感染防止策をそれぞれの業界のガイドラインにしっかり明記していただきたいというのが1つの条件になろうかと存じます。

別紙4につきましては、感染防止のチェックリスト、また別紙5以降は個別のテーマに伴っての考え方でございますので、詳細につきましては省略させていただきます。

別紙8までめくっていただきまして、これがグラフ化したものでございます。これまでは緑の点線でした。1万人までは半分、2分の1の傾きで登っていき、5千人まで達すると、5千人上限ということで、そこからは横ばいというのがこれまででございましたけれど、青い線、大声での歓声、声援がないという前提であれば、5千人までは1の傾き、つまり使用率100%で登って行き、1万人までは5,000の横ばい、1万人以上になった場合には使用率半分、2分の1の傾きでぐっと上がっていきます。

また、大声での歓声、声援が想定される場合は、1万人未満の場合は、基本50%以内で、本当は緑のところまで登っていくのですが、先ほど※で、同じグループであれば席がくっついてもよいということで、使用率が50%を超える場合もあるということで、それを表記して、若干50%を超えるラインもありながら、1万のところまでは、途中で5,000に行ったら、5,000で横ばい、そこから先は2分の1で登っていくといった定員、収容人数のイメージであります。

こうした考え方が国から示されましたので、イベントの開催に当たりましては特措法上、知事の権限でございまして、本県としては対処方針にこれを反映させたいということで、次に対処方針をご覧いただきたいと存じます。

対処方針の2ページでございまして、対処方針に書き込むに当たりましては、特に本県におきまして、イベント等でクラスターが発生した実績もないということから、基本的に国の考え方と違える必要性はないであろうという判断でもって、国と同様の考え方を対処方針に盛り込むことを考えております。

2ページのアンダーラインのところは中央にございますが、9月19日午前0時をもって、別紙3、緊急事態宣言解除後のイベントの開催について、これは後程説明しますが、そのとおりイベントの自粛を解除する。なお、イベント開催の制限緩和に係る具体的な条件については9月11日付け国の事務連絡によるものとするということでございます。

そして対処方針の最後のページ、6ページですが、大きな3番として、緊急事態宣言解除後のイベントの開催についてということで、これまでは7月10日からの欄にあります

とおり、5,000人上限、ここまでが表記されていた訳ですが、今回新たに9月19日からということで、国の表記と同様の表記で書かせていただきました。

なお、※1、2、3ということで、読ませていただきます。

※1、「9月19日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」は、イベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により、開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するために必要な感染防止措置が担保され、かつ、感染防止対策の取組が公表されている場合に適用し、それ以外の場合は、「7月10日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」を適用する。

※2は先ほども少し触れましたが、「ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。」ということで、大声を出すところの50%でございます。

※3として、これは今後のイベント開催、国は11月末を目途としておりますけれど、前回のように国において、延長、短縮という動きもありましようから、県の対処方針として11月末ということをも明記せず、「今後のイベント開催の制限緩和は、国の動向や県内の感染状況を踏まえて検討する。」と書かせていただきました。

以上、国のイベント開催の制限の緩和に伴って、本県としても対処方針で国と同様の考え方で進めさせていただきたいという案でございます。これについて、協議をお願いしたいと思います。ご意見等があれば、お願いいたします。

（本部長（知事））

少し分かりにくいのが、業種別ガイドラインの見直しを前提に必要な感染防止策が担保される場合に、このような自粛解除になる訳ですよ。業種別ガイドラインが出ているのかどうなのか。その感染防止対策をやっているのか、やっていないのかというのは、誰がどのように判断するのですか。

（くらし安全防災局長）

今、本部長からご質問いただきました業種別ガイドラインの話ですけれども、業種別ガイドラインについては、各省庁が各業界と調整して、国がとりまとめております。

従いまして、業種別ガイドラインを改正するというのは、国と関係業界団体との調整でもって認められるということになりますので、その対応を待つということになります。

現在、内閣府におきましては、100を超える数のガイドラインを公開しておりますけれども、その中をサンプルで見ますと、例えばプロ野球であれば、選手の感染防止策、スタッフの感染防止策、そうしたものは掲げておりますけれども、観客の感染防止策というのは若干薄い部分がありますので、そういう意味では、別紙3に掲げるようなお客さんを今回はメインにしているというものも、しっかりとガイドラインに取り込んでいただくという段取りがまず必要だと思いますので、今、たまたま野球を例に出しましたけれども、プロ

野球機構とスポーツ庁なりが協議をして、ガイドラインを固めるということが前提となるということですので、それが無い中で、例えば個別に増やしたいということであれば、1,000人以上で事前相談が来た際に、県としては、あなたが属する業界別ガイドラインに別紙3の考え方を反映していますかという確認をさせていただいて、まだ反映していませんということであれば、国の考え方としてはまず業界としてしっかり取り組んでいくと宣言いただくというのが前提となりますので、本県としては、事務連絡でもそれを待ってからでないとも認められないというリアクションになります。

(本部長 (知事))

ということは、これは9月19日からイベント自粛緩和というメッセージが流れる訳で、普通考えると、例えば横浜 DeNA の試合は9月19日から球場の半分位は入れるのかなと思いますよね。Jリーグだって、普通そう思いますよね。そうではないと言うことですね。

(くらし安全防災局長)

報道等ではそのように受け止められるような報道もなされておりますけれども、国からの説明によりますと、個別の施設が感染防止対策をやるからいいということではないです。業界全体として取り組むということを宣言し、それを公表したものの、個別の施設について都道府県知事をご判断くださいということですので、ガイドラインが変わるまでに一定の時間が掛かりますので、この事務連絡の対応を本県が忠実に取るとした場合に、9月19日に即50%で広げるという対応にはなかなかかなりづらいと考えています。

本県としては、国と連絡して、世間的にはそのように受け取られていない状況も見受けられますので、関係省庁を通じて、各業界に速やかにその考え方を教えてほしいと昨日ご連絡させていただきました。

(本部長 (知事))

大体、目途として、プロ野球であれば、新しいガイドラインができて、それぞれの球場でやるとした場合、どれくらいの時間が掛かって、実際に球場の半分くらい人が入れるのはいつ頃が目途というのは大体分かるのですか。

(くらし安全防災局長)

それにつきましては、県としては分かりません。具体的にスポーツを所管するスポーツ庁が、プロ野球機構が作る新しいガイドラインについて、Yes, Noを判断して、プロ野球機構として、公表するというにどれくらいの時間が掛かるかということでございますので、今の業界ガイドラインの作り方と別紙3に掲げる感染症防止対策にどう取り組むかという時間、スピードに掛かっているかと思います。

(本部長 (知事))

多くの方が9月19日から、実際にイベント自粛が解除されるものだと相当思っているものだと思うので、ここはしっかりと広報していかなければならないですね。それぞれのところが、いつから実際に解除になるのかということは個別に皆さんにお伝えしていかなければならないということですね。

例えば、KAATでも、県民ホールでも、いつからお客さんが沢山入れるのかということでは丁寧に発表していかなければならないということですね。

(くらし安全防災局長)

それは事務方としても危惧しているところですので、定期的を開催しております国との会議を通じて、積極的にお話したいと思えます。

また、各局におかれましても、先ほど私から説明したとおり、1,000人以上のイベントに関しては引き続き事前相談ということでございますけれども、今のように、業界のガイドラインがしっかり出来上がって、新たに公開されているかどうかというのが入口をクリアするものでございますので、この事務連絡をまず各局改めて読み込んでいただいて、不明点等があれば、統括しておりますくらし安全防災局に照会していただいて、間違った対応をしないようにお願いします。以上でございます。

それでは、県の対処方針につきまして、国の事務連絡、考え方に則った対応をするという方針で進めることで、本部長、宜しいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、了解しました。

(くらし安全防災局長)

それでは、イベントの開催につきましては、以上のように確定しましたので、各局には各イベント等団体に対して、今の点を踏まえて、情報提供するフォーマットをくらし安全防災局から提供させていただきますので、速やかに配布いただければと存じます。

議題としては以上でございますけれど、その他として資料が、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザ流行期に向けた対策ということで、医療危機対策本部室から提出されておりますので、これについてご報告をお願いします。

(阿南医療危機対策統括官)

9月4日及び11日に、国から事務連絡が出ておまして、今期の季節性インフルエンザの流行、この中でコロナと両方が問題になってきますので、その時の対応策について、都道府県で考え方をまとめるよう連絡が出ております。

これを踏まえまして、昨日、神奈川県感染症対策協議会を開かせていただきまして、県内の医療機関、行政、学識経験者にお集まりいただきまして、神奈川県としての基本的な考え方、たたき台として、我々本部室で考えている内容に関して紹介させていただき、ご意見を賜ったということでございます。

内容的には、最初に書いている3つの柱、3本の矢という言い方をしても良いかもしれませんが、3つの内容に分けて、考え方を整理しております。

1つ目は、季節性インフルエンザのワクチン接種に関してどのような考え方をするのか。2つ目は、コロナと季節性インフルエンザの両方が流行したときに検査の需要とそれに対する対応の能力的なところと考え方を整理する。3つ目は、インフルエンザとコロナの判別が非常に難しいところがあるので、発熱あるいは呼吸器症状がある患者さんが適切に医療機関で受診できるような体制をどのように構築するのか。この3つの内容に関して、意見を交わしたという内容でございます。

具体的内容に関しては、今日この場では申し上げませんが、大変有意義なディスカッションが行われて、基本的に神奈川県として現状考えている内容に関しまして、御了承いただいたということであります。

ただ、いくつかのご意見を賜りましたので、これに関しては修正を加え、今週、神奈川県病院協会での会議がございます。更に、県医師会との打合せを設定しておりますので、その中で最終的に決定したいと考えています。報告は以上でございます。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。構成員へ情報提供ということですのでよろしいですね。それでは、続けさせていただきます。本日はイベントの制限緩和に伴う対処方針の協議をお願いしましたけれども、冒頭、本部長からごあいさつがありましたとおり、本県ではまだまだ予断を許さない状態でございますので、ここで改めて知事から県民の皆様にごメッセージをお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(本部長(知事))

今、議論の中で、浮かび上がった問題もあるので、少し整理させていただいてよろしいですか。少々お待ちください。

お待たせしました。それでは、知事メッセージであります。

全国的に、新型コロナウイルスの新規感染者が減少傾向にあると言われていた中、国は、去る11日に、イベントの開催制限について、さらなる緩和の目安を示しました。

これを受けて、県は、県内で開催されるイベントについて、この19日から、国と同様の緩和を行います。

これにより、イベントの開催は、人数上限がなくなり、収容定員の50%以内での実施が可能になります。また、収容人数1万人以下の歓声・声援等が想定されないイベントは、5

千人を上限に収容定員の100%までの実施が可能となります。ただし、業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止対策が担保される場合に緩和されることとなりますので、9月19日に一斉にイベントが解除される訳ではありません。個別のイベントの状況につきましては、別途お知らせしてまいります。

本県の感染状況は、入院患者数が横ばいで推移し、重症患者数は増加するなど、警戒が必要な状況が今も続いています。感染拡大注意を促す神奈川警戒アラートも継続しています。

新型コロナウイルスは身近にあるという意識を強く持って、一人ひとりが感染防止対策を徹底することが必要です。

県民の皆さまには、今一度、次の事項を実践し、徹底して用心していただくことをお願いいたします。

- ・ 「^{エム}M・^{エー}A・^{エス}S・^{ケー}K」。マスクを徹底してください。
^{エム}M：適切なマスク着用、^{エー}A：アルコール消毒、
^{エス}S：^{ケー}：^{ケー}アクリル板等でしゃへい、^{ケー}K：距離と換気 です。
- ・ 大人数での宴会などを避けるとともに、感染防止対策取組書の掲示がない店舗などには行かないでください。
- ・ 店舗や事業者の皆さんは、県の補助金などを活用して、さらなる感染防止対策に取り組んでください。

県では、秋から冬にかけて懸念される季節性インフルエンザの流行に向けた医療提供体制の整備にも取り組んでいます。

引き続き、新型コロナの収束に向け、医療機関や、県民、事業者の皆さんとともに、総力を挙げて取り組んでいきますので、ご協力をお願いします。

令和2年9月15日、神奈川県知事 黒岩 祐治。

ありがとうございました。

(くらし安全防災局長)

知事からメッセージをいただきました。一部、本日の議論を踏まえて、知事が修正した部分もごございますので、後ほど、新しいものを記者の皆さんにはお送りさせていただきたいと存じます。また、ホームページ等で新しいものを反映させていただきます。

以上で本日の会議を終了させていただきますが、何か最後にごございますか。本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

大丈夫です。

(くらし安全防災局長)

はい、それでは、本日の対策本部会議をこれで終了します。誠にご苦勞様でした。ありがとうございました。